

花畑開放事業奨励助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地の有効活用を図りながら市民に花とふれあう場を提供するため、花畑開放事業奨励助成金（以下「奨励助成金」という。）の交付について必要な事項を定める。併せて、花畑開放事業を通じ農家の経営安定に資するとともに、市民福祉の増進と都市景観に寄与することを目的とする。

(花畑開放事業)

第2条 前条に規定する花畑開放事業（以下「開放事業」という。）とは、次の各号に規定する草花を作付けし、開花時に市民等を対象として、無償でイベントの場として提供、又は、体験学習やリクリエーションの場として開放することをいう。

- (1) レンゲ
- (2) その他市長が認めた作物

(奨励助成金)

第3条 開放事業を行った農家（以下「助成事業者」という。）に対し、当該花畑1平方メートル当たり30円を限度として予算の範囲内で奨励助成金を交付する。

- 2 1年間に同農地で2回以上作付けし、開放事業を行ったときは、2回目以降は1回とみなし、この場合の奨励助成金は、前項に規定する金額の2分の1を限度として交付する。

(助成対象農地)

第4条 前条に規定する奨励助成金の対象は、次の各号のすべてに該当する農地で、開放事業を行った場合に交付する。

- (1) 豊中市内に所在する農地であること。
- (2) 一団の面積が300平方メートル以上であること。
- (3) 本市が実施する他の類似助成金等の対象農地として、その適用を受けていないこと。

(花畑開放事業実施計画書の提出)

第5条 奨励助成金を受けようとする助成事業者は、花畑開放事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付申込み)

第6条 助成事業者は、花畑開放事業終了後すみやかに、花畑開放事業奨励助成金交付申込書（様式第2号）に次に掲げる書類等を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

- (1) 花畑開放事業実施報告書（様式第3号）
- (2) 利用した団体等の利用依頼書
- (3) その他開放事業を実施したことを確認できる書類等

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、奨励助成金の交付の可否を決定し、その結果を花畑開放事業奨励助成金交付決定通知書（様式第4-1号）または、花畑開放事業奨励助成金不交付決定通知書（様式第4-2号）により助成事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた助成事業者は、すみやかに花畑開放事業奨励助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出し、奨励助成金の交付を受けるものとする。

(交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査のうえ、奨励助成金を交付するものとする。

2 第3条の規定の他、次の各号に該当する場合にも、奨励助成金を交付するものとする。

(1) 自然災害等により中止した場合。

(2) やむを得ない理由で、市長が中止を要請した場合。

(奨励助成金の返還)

第10条 市長は、助成事業者がこの要綱の規定に違反したときは、奨励助成金の一部又は全部を取り消し、既に交付した奨励助成金の一部または全部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励助成金の交付について必要な事項は、都市活力部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成9年3月末日までに作付けし平成9年4月以降に開放事業を実施する場合は、第5条に規定する事業計画の承認申請はこの要綱の施行日にしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月4日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日に一部改正し、同日から施行する。